

厚生労働大臣の定める掲示事項 [令和6年(2024年)9月1日]

◆当診療所は中国四国厚生局に次の届出を行っております

基本診療料の施設基準	医療 DX 推進体制整備加算
	外来感染対策向上加算
特掲診療料の施設基準	小児科外来診療料
	地域連携小児夜間・休日診療料1
	院内トリアージ

◆当診療所は、初診・再診料に対して次の時間外加算を算定しております

受付時間が…… ※ 加算点数(金額)は、「初診」「再診」「年齢」によって異なります

平日			
	21時59分まで	…	時間外特例加算
	22時00分以降	…	深夜加算
日曜・祝日	※12月29日30日31日、1月2日3日も含む		
	21時59分まで	…	休日加算
	22時00分以降	…	深夜加算

◆「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することとしております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますが、発行を希望されない方は、受付にお申し出ください。

◆当診療所では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております

生命保険会社診断書（交通事故によるものを除く）	1通	3,300円
普通診断書	1通	1,100円
その他証明書	1通	1,100円
支払証明書	1通	550円
採尿パック	1枚	80円
紙おむつ	1枚	100円
マスク	1枚	50円

◆受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行っております